

東海市行政改革の概要

行政改革は、地方自治体の組織や運営を内外の変化に適応した姿（体制等）に変えることにより、質の高い市民サービスを円滑に提供して、市民満足度を高めていくための体制整備を目的とするもので、行政資源と地域資源の最適化への戦略的な取り組みの一つです。

第 1 次行政改革

S60 (1985)	S63 (1988)	H8 (1996)	H12 (2000)	H16 (2004)	H26 (2014)	R6 (2024)
第 1 次	第 2 次	第 3 次	第 4 次	第 5 次	第 6 次	第 7 次

(1) 行政改革大綱の策定

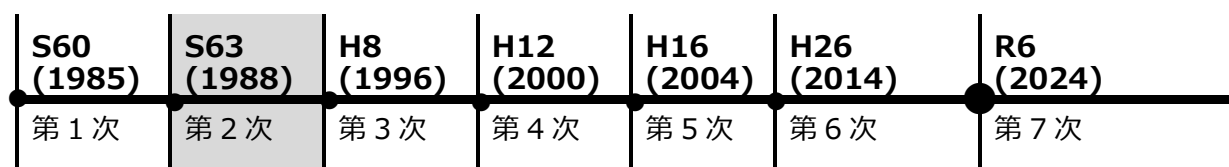
昭和 6 0 年（1 9 8 5 年）1 月に「地方公共団体における行政改革推進の方針（地方行政大綱）の策定について」の通知を受け、東海市行政改革推進委員会の審議を経て、同年 7 月に第 1 次東海市行政改革大綱を策定しました。

(2) 基本方針

行政改革の推進にあたっては、民間の代表者等からなる「東海市行政改革推進委員会」の提言を尊重し、市民をはじめ関係各方面の理解と協力を得られるよう努めました。また、当面の措置事項として以下の 6 項目を、昭和 6 0 年度（1 9 8 5 年度）から昭和 6 2 年度（1 9 8 7 年度）までの 3 か年に実施することとしました。

- ① 事務事業の見直し
- ② 組織・機構の簡素合理化
- ③ 給与の適正化
- ④ 定員管理の適正化
- ⑤ 民間委託、O A 化等事務改革の推進
- ⑥ 会館等公共施設の設置及び管理運営の合理化

第 2 次行政改革



(1) 基本方針

昭和 6 0 年（1 9 8 5 年）7 月に策定した東海市行政改革大綱に基づき、昭和 6 2 年度（1 9 8 7 年度）まで行政改革に取り組んできましたが、更に厳しい行財政状況が予測されるなかで、高齢化社会への移行、高度情報化社会の到来など、社会環境の変化に対応するためには、より積極的な行政改革が必要であるため、引き続き行政改革大綱を策定し、行政改革の推進を図ることとしました。

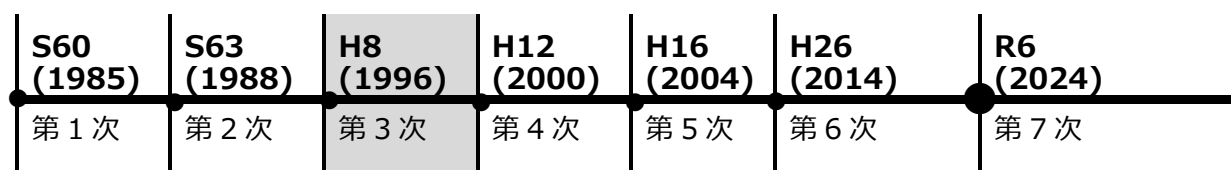
第 2 次以降は、基本方針から成る大綱と、それに基づく 3 か年の具体的推進項目を明記した行政改革推進計画を策定して推進することとし、行政を取り巻く情勢の変化に合わせて大綱を定めることで、より一層市民サービスの向上を図っています。

(2) 重点項目等

基本方針に基づき、行政改革を各般にわたり強力に推進するために、以下の 6 項目を重点項目と定め推進を図りました。

- ① 事務事業の見直し
- ② 組織・機構の簡素合理化
- ③ 給与の適正化
- ④ 定員管理の適正化
- ⑤ 民間委託・O A 化等事務改革の推進
- ⑥ 会館等公共施設の設置・管理運営の合理化

第3次行政改革



(1) 基本方針

平成6年（1994年）10月に自治省より「地方公共団体における行政改革推進のための指針について」の通知が出されました。これは、行政改革を積極的に推進してきた一方で、現下の地方行財政を取り巻く環境には極めて厳しい状況を踏まえ、簡素で効率的な行政システムを確立するために、抜本的な改革を進めることを目的としています。その主な内容は、新たな行政改革大綱の策定、住民の代表者等からなる行政改革推進委員会の設置、大綱及び推進状況の住民への公表などです。

本市においても、自治省の通知を受け、庁内の推進体制の見直しを図るとともに、「東海市行政改革推進委員会」の提言を尊重し、第3次大綱を策定しました。

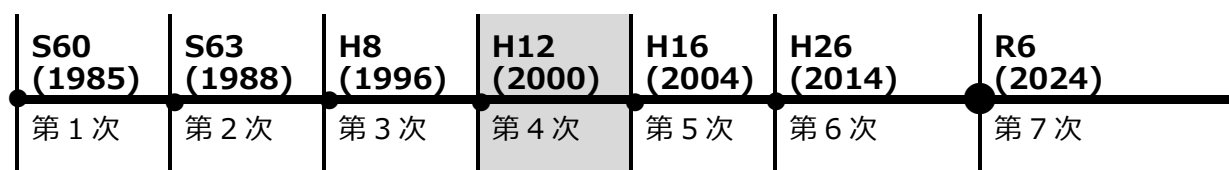
(2) 重点項目等

基本方針に基づき、行政改革を各般にわたり強力に推進するために、以下の4項目を重点項目と定めました。

- ① 行政の簡素・効率化の推進
- ② 時代に対応しうる組織・機構の見直し、職員の能力開発の推進
- ③ 行政の情報化の推進による行政サービスの向上
- ④ 広域行政の推進

また、補助金の見直し基準を併せて策定しました。

第 4 次行政改革



(1) 基本方針

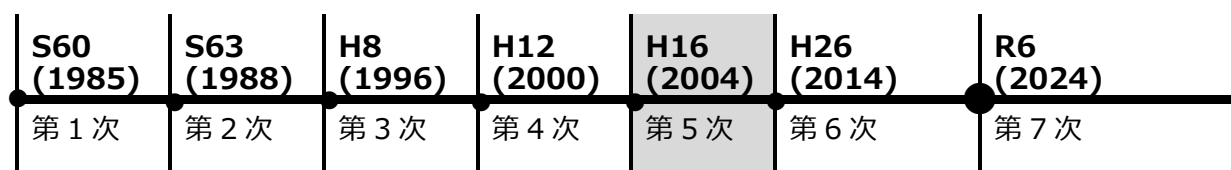
平成 8 年（1996 年）10 月に策定した行政改革大綱に基づき、行政改革を推進してきた結果、平成 9 年度（1997 年度）から平成 12 年度（2000 年度）までの推進計画が概ね完了となったこと、また、平成 9 年（1997 年）11 月に自治省より「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針について」の通知が出され、従来以上に自主的・計画的な行政改革の推進が求められたことから、本市においては、地方分権、財政構造改革など一層の行政改革が求められている状況を認識し、自らの責任において更なる改革を進め、地方自治の新時代にふさわしい体質の強化を図っていくため、平成 12 年（2000 年）8 月に新たな東海市行政改革大綱を策定しました。

(2) 重点項目等

基本方針に基づき、簡素にして効率的な市政の実現を目指すため、以下の 5 項目を重点項目と定めました。

- ① 行政の簡素・効率化の推進
- ② 組織・定員管理等の適正化及び人材育成
- ③ 行政サービスの向上
- ④ 広域行政の推進
- ⑤ 市民参加・情報公開の推進

第 5 次行政改革



(1) 基本方針

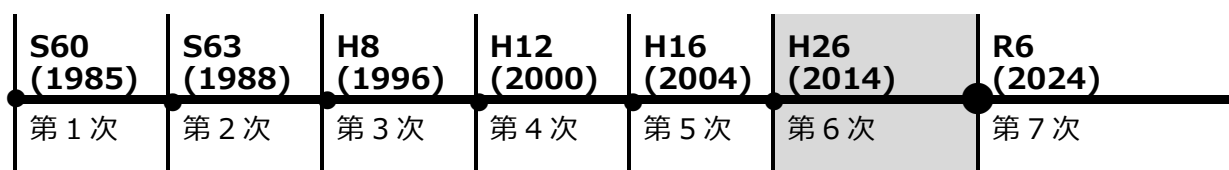
地方分権時代にふさわしい自立した行政体として、第 5 次総合計画に基づくまちづくりを戦略的に進めて「元気あふれる 快適都市」を実現していくために、市政運営全般の「透明性・説明責任・公平性・公正性」を前提に、この大綱の基本理念として「協働・共創システムの構築」を掲げ、新たな視点で一層の行財政の構造改革に取り組んでいくため、平成 16 年（2000 年）8 月に新たな行政改革大綱を策定しました。

(2) 重点項目等

新たな行政改革大綱の基本理念である「協働・共創システムの構築」を実現していくための基本的な方向性として、3 つの視点による改革を掲げました。

- ① 地域経営の視点に立った市政運営
- ② 市民とのパートナーシップに基づく市政運営
- ③ 職員の意識改革と組織体制の整備

第6次行政改革



(1) 基本方針

第5次行政改革における本市の取組状況、国の行政改革の動向、また、第6次総合計画に掲げるまちづくりの方向性等を踏まえ、平成25年（2013年）10月に第6次東海市行政改革大綱を策定し、それに基づいて平成26年度（2014年度）から進めています。

行政資源の再配分や地域資源の掘り起こしによって、市民が豊かさや暮らしやすさを実感できる質の高いサービスを円滑に提供するため、「質の改革」の実現を基本理念としており、計画期間は、第6次総合計画との整合性を図るため、令和5年度（2023年度）までとしています。

(2) 重点項目等

行政の「質の改革」の実現のため、基本方針として3つの視点による改革を掲げています。

1 質の高い市民サービスの提供

市民が必要とするサービスの選択と実施、社会経済情勢を見据えたサービスの提供及びサービスの生産性の向上を目指した取り組みを進めます。

- ① 市民目線に立った行政サービスの提供
- ② わかりやすい行政運営の推進
- ③ 広域行政の推進

2 市民とのパートナーシップの構築

情報公開と迅速・適切な情報提供、市民の声の収集などにより、市と市民が情報を共有しながら、担うべき役割と責任を明確にして、相互理解と協働・共創によるまちづくりを進めます。

- ① 市と市民との役割分担
- ② 市民協働の推進

3 行政資源の最適化の推進

限られた行政資源を効率よく市政運営と質の高い市民サービスの提供に結びつけるために、組織・機構や職員が最大の効果を発揮できるシステムの構築を進めます。

- ① 人材育成の推進
- ② 健全な財政運営の推進
- ③ 組織・機構の適正化

第7次行政改革（現行）

S60 (1985)	S63 (1988)	H8 (1996)	H12 (2000)	H16 (2004)	H26 (2014)	R6 (2024)
第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次

(1) 基本方針

人口減少、少子化・高齢化の進行や脱炭素社会への取り組み、デジタル技術の進展などの急速な社会経済情勢の変化による新たな行政課題への対応が求められる一方で、社会保障費や公共施設などの老朽化対策に多額の費用が必要となるなど、今後も厳しい行財政運営が予想されます。

そのような状況のなか、ますます多様化・複雑化する地域課題や市民ニーズに対応し、市民サービスを継続して提供していくため、取り組むべき課題を的確にとらえ、スピード感を持って対応していく必要があります。そのため、質の高い行政サービスを継続して提供できるよう、市民や民間企業などとの協働・連携の促進や、効率的な組織の構築や職員力の向上、財政の健全化など、行政資源の質を高めるとともに、最大限に活用することで安定的で持続可能な行財政運営体制の構築が求められています。

(2) 重点項目等

安定的で持続可能な行財政運営体制の構築を実現するため、次の3つの視点を基本として、的確に改革を推進します。

1 多様な主体との協働・共創の推進

行政が市民、各種団体、民間事業者などと連携し、情報共有を行いながらそれぞれの役割と責任を明確にし、相互の知識とノウハウを生かして取り組むことで、地域課題の解決や地域の活性化、市民サービスの改善などにつなげます。

① 市民・団体との協働の推進

② 民間活力の活用拡大

2 効率的・効果的な組織運営の構築

限られた人員のなかで、多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するため、組織体制や人員配置を適正化するとともに、職員一人ひとりの能力開発や意識改革を図り、多様な働き方へのニーズに対応し、職員にとって魅力ある職場環境を

整備することにより、より生産性の高い効果的かつ効率的な行政執行体制の構築を進めます。

- ① 組織体制・人員配置の適正化
- ② 職員力・組織力の向上
- ③ 働きやすい職場づくり

3 健全な財政基盤の確立

限られた行政資源を最大限に活用して効果的かつ効率的に行財政運営ができるよう、事務事業を見直し、事業効果を向上させるとともに、公共施設などの適正管理を行い、行政のデジタル化による市民の利便性の向上や業務の効率化・最適化を実現し、中長期的な視点で安定した財政運営のさらなる健全化を推進します。

- ① 健全な財政運営の推進
- ② 事務事業の効率化・最適化
- ③ 公共資産のマネジメントの推進
- ④ 行政サービス及び業務のデジタル化の推進